

令和元年（ワ）第１７２号，同３年（ワ）第１８１号、同５年（ワ）第２９０号
違法行為差止請求事件

原告 和田 廣治 ほか

被告 金井 豊 ほか

陳 述 書

２０２５年６月１８日

富山地方裁判所民事部合議Ｃ係 御中

住所 富山県富山市長附８０２－４

原告 和田 廣治

第１．経歴と株主総会参加の経緯

１．経歴

私は２０１３年３月に富山県職員を定年退職し、現在は年金生活者です。在職中は福祉専門職として、富山児童相談所の児童福祉司をはじめ、県立の知的障害児・者施設や身体障害者更生施設および児童自立支援施設の指導員を歴任しました。子ども達や障害者の生命と人権を守るとともに、子ども達が人生を誤らないよう導くことにも日夜務めました。

在勤中には、１９９３年２月７日に石川県珠洲市沖を震源とするＭ６．６の地震が富山児童相談所で宿直勤務中に発生し、すぐに一時保護中の児童の安全確保にあたりました。２００７年３月２５日には輪島市沖を震源とするＭ６．９の能登半島地震が砺波学園で夜間勤務明け直後に発生し、すぐに入所中の障害児の安全確保にあたりました。同年７月１６日にＭ６．８の新潟県中越沖地震が富山学園で宿直勤務明け直後に発生し、すぐに職場へ戻って入所児童の安全確保にあたりました。さらに２０１１年３月１１日に東日本大震災が富山学園で勤務中に発生し、入所児童の安全確保にあたりました。県職員として、また施設職員として、勤務中はもとより夜勤明けなどでも施設周辺にすることが多く、直ちに子ども達の安全確保にあたりましたが、それぞれ原発事故が同時に発生して避難が必要になった場合に、児童福祉施設等の子ども達を本当に安全に避難させることができるのか、常に問題意識を持ってました。

２．志賀原子力発電所問題に関わった経緯

（１）大学在学中の原発への認識

私は日本福祉大学社会福祉学部社会福祉学科を１９７５年３月に卒業しました。在学中は地域福祉論の現代的課題としての公害や環境問題を研究テーマとして、私が育った神通川流域で発生したイタイイタイ病をはじめ水俣病や四日市公害などの深刻な住民被害や公害訴訟に関心を持ちました。ただ、その頃の私の原子力発電についての認識は、「新しい科学技術で安全」という程度でした。

(2) スリーマイル島原発事故で知った原発の危険性

1979年3月28日に米国スリーマイル島原発で炉心溶融事故が発生し、原発は安全だと思っていた私は驚きました。北陸電力が志賀町に原発建設を計画していることも知りました。同年11月に、富山県内で初めての原発を問い直す市民グループの結成に参加し、学習会や能登の住民の皆さんとの交流を重ねました。

その頃から読み始めた書籍では、「冷却材喪失」「全電源喪失」「ジルコニウム合金製の燃料棒と水の反応による水素発生と爆発」「緊急炉心冷却装置(ECCS)の作動不能」「炉心溶融」等々、高木仁三郎さん(核化学)や水戸巖さん(放射線物理学)など多数の学者が原発の技術的な危険性を40年前にすでに明確に指摘していました。北陸電力をはじめ電力各社や原発推進派の学者達は「非科学的だ。原発は安全だ」と批判しましたが、2011年3月の福島原発事故では、それらが全て実際に起きました。福島原発事故は決して「想定外」ではなく、想定された事故です。

(3) 市民の質問や申し入れを玄関払いで拒否を繰り返した北陸電力

1980年代に入り、私は富山県内の市民有志で、志賀原発への市民の素朴な疑問を聞いてもらい教えてもらうおうと北陸電力本店に何度も申し入れに行きましたが、そのたびに「説明する必要はない」と拒否され、玄関のドアを閉められる事が続きました。

1986年4月のチェルノブイリ原発事故では、数千kmに及ぶ広範囲な放射能汚染で事故収束作業に従事した労働者・消防士・軍人など数千人が死亡し、子供達も甲状腺がんや多くの病気が多発して死亡するなど、原発の危険性が世界的に明らかになりました。

1988年6月には、富山・石川県民をはじめ10万人を超える能登(志賀)原発中止を求める署名を集めて志賀町住民や富山・石川の市民が北陸電力本店へ行き、原発建設中止を求めました。しかし北陸電力は頑なな姿勢を続け、1988年12月1日に志賀原発1号機の建設工事を強行しました。

3. 北陸電力株主総会への参加の経緯

(1) 1990年から北陸電力株主総会に参加

株主総会は、私達一般市民が志賀原発中止の声を会社経営陣に直接訴えろと共に、会社の経営にとっても原発はマイナスであることを経営陣と直接議論できる唯一の機会です。私は1990年3月に北陸電力の株主となり、その趣旨に賛同して北陸電力株主になった富山・石川県内の株主により、「北陸電力と共に脱原発をすすめる株主の会」(以下「株主の会」)を結成しました。その年の第66回定時株主総会には、7名の株主で初めて参加しました。以後、私は突発的な業務対応や体調不良の数回を除き、ほとんどすべての株主総会に出席しています。

なお、「株主の会」は任意の参加であり、外部の団体からの資金提供も一切なく、

印刷費や郵送費などの費用は、会員や賛同者のカンパだけでまかなっています。

(2) 株主総会で多数の株主のヤジと罵声で脱原発株主の発言が妨害された

はじめの数年間、私達が発言を求めて挙手をしただけで、多数の株主から暴力的なヤジと罵声が機関銃のごとく浴びせられました。議長の指名で発言席に立って発言を始めても、それらのヤジと罵声が続き、私達の質問の声はかき消され、身の危険さえ感じました。特に女性株主に対しての暴力的なヤジや罵声は顕著で、川原登喜の原告や和田美智子原告はその被害を受けました。しかし、株主総会の議長である北陸電力代表取締役会長は、そのヤジを一切制止せず、あまりにひどいヤジに発言を妨害されて立ち往生した株主に対して、ただ発言を催促するだけでした。

(3) 「質問権妨害で提訴検討」と通告の翌年、ヤジと罵声が止んだ

そこで、数年たった株主総会で、私は発言の中で議長に対して、「多数のヤジで株主の質問権が妨害され、議長も静止しないので、株主総会決議無効の提訴も含めて検討する」と付言しました。すると、翌年の株主総会からは、あの暴風のようなヤジがピタッと止みました。一連の暴力的なヤジと罵声のいずれもがきわめて組織的対応だったことが、とてもよくわかりました。

(4) 株主の発言時間は2014年に5分から3分に、今はわずか2分に縮減

1990年から2013年までは、株主の質問等の発言時間は5分間でしたが、2014年に株主提案議案審議が加わり審議時間が長くなるとの理由で、発言時間は3分間に削減されました。

そして2020年に新型コロナウイルス感染が拡大し、その感染予防対策として、株主の発言時間が2分間に短縮されました。その後、感染予防対策が進み、また昨年2024年は5類に移行したにもかかわらず、北陸電力は株主の発言時間を2分間に制限したままです。

2024年株主総会で株主が発言時間を3分間に戻すよう求める質問をしたにもかかわらず、金井豊議長（代表取締役会長）は「2分あれば質問・動議を提出し、それについての補足説明は十分に可能である」（「第100回定時株主総会議事録」3ページ参照）との独善的な解釈を理由に、株主の要求を拒否しました。

この金井議長の発言時間制限の議事進行は、新型コロナウイルス感染予防対策として臨時・緊急的対応として始めたものを、感染終息後は別の理由に変えて維持しようとするもので、パンデミックに便乗しただまし討ちに等しい悪質さであり、公益企業ではあり得ない信用失墜行為です。これでは消費者や株主は、過去の臨界事故隠しを想起し、「北陸電力は平気でだまし討ちで解釈を変えたり情報隠しをする企業だ」と判断します。（各年の株主総会の所要時間等は、別紙「北陸電力株主総会の所要時間・出席者等一覧」参照）（別紙1）

ちなみに、原発保有9電力会社の株主総会（2024年6月26日実施）について、各電力会社がホームページで発表した株主総会の概要を、以下のとおりまとめ

ました。

(会 社)	(所要時間)	(出席人数)
中国電力	: 2時間40分	246名
東京電力	: 2時間34分	417名
九州電力	: 2時間21分	248名
関西電力	: 2時間20分	242名
東北電力	: 2時間16分	205名
中部電力	: 2時間15分	321名
四国電力	: 2時間04分	137名
北陸電力	: 1時間57分	191名
北海道電力	: 1時間51分	158名

これを見ても、北陸電力は2番目に短い総会でした。

2024年の北陸電力株主総会での株主の発言数は、延べ21名であり、仮に発言株主全員が1分間ずつ延長しても、総会時間は2時間18分にとどまり、9電力会社の中で中位程度です。2024年は能登半島地震が発生して、志賀原発の危険性も含めた大きな課題に直面した株主総会であったにもかかわらず、株主の発言を合理的理由なく制限した北陸電力は、株主の声も聞かない閉鎖的な姿勢であることを自ら示しました。

(5) 「各株主に十分な発言の機会を確保」と誇張する被告準備書面(4)

被告準備書面(4)2ページには、第96回株主総会について取り上げ、「原告らを含む各株主に対し十分な発言の機会を確保し、かつ、質問・意見に対し丁寧な説明を行った上で、株主提案を含む各議案の採決を行った。」と明記しています。「丁寧な説明」については後述しますが、この年(2020年)から株主の発言時間を従来の3分から2分間に大幅に削減したにもかかわらず、「十分な発言の機会を確保」とはあまりにも現実からかけ離れ、誇張した表現であり、不適切で不誠実です。

第2. 株主総会での被告らの態度

1. 株主の質問に対して「回答を控える」や説明不足を繰り返す取締役

私達が株主総会に1990年に出席して以来、毎年多くの質問をしましたが、そのたびに取締役による回答拒否やはぐらかしを経験しています。

今回、金井豊被告が取締役として出席した2011年から直近の2024年までの株主総会での主な質疑や議事運営の問題について、私の株主総会会場での記録をもとに、会社作成の「招集ご通知」および取締役会議事録なども加えた別紙「北陸電力株主総会の質疑などの問題点(2011～2024)」(甲235)を作成しました。

これには私を含む各原告株主の質問は氏名を記し、原告以外の株主は氏名を伏せています。私を含む多くの株主が県民の安全や会社の経営を真剣に考えて質問したのに

対して、取締役らが回答拒否やはぐらかしなどいい加減な対応を毎年のように繰り返しました。これが被告らの主張する「質問・意見に対して丁寧な説明を行った上で、株主提案を含む各議案の採決を行った。」（被告準備書面（４）２ページ）とは正反対の北陸電力株主総会での質疑の実態です。

そして取締役らが多くの株主の指摘を無視したあげく、適切な対策を講じないまま過ごした結果、２０２４年１月の能登半島地震で志賀原発の施設・設備等に大きな損傷を引き起こした経過が、この記録を作成して改めて認識させられました。

また、２０２４年６月に開催された株主総会では、今まで以上に関き直す回答が繰り返されており、このままでは志賀原発でさらに大きな事故などを引き起こし、北陸電力に重大な損害を与えるだけでなく、放出される放射性物質によって多数の石川・富山県民の生命や健康、生活や経済、地域の歴史や文化など、様々な方面で長期間にわたり破壊的な被害をもたらす恐れを強く感じました。

２．志賀原発のコストに関連する質問での取締役の回答状況

甲２３５では２０１１年から２０２４年の各年毎の株主総会での質疑の状況を報告していますが、特に志賀原発のコストに関する株主の質問に対して、取締役が回答拒否や説明不足などすることが目立ちます。その一例を下記に示します（以下で挙げるページ数は、甲２３５「北陸電力株主総会の質疑などの問題点（２０１１～２０２４）」の該当ページ。）。

（１）安全対策工事の金額に関する回答拒否等

① ２０１６年株主総会での安全性向上工事の金額の回答拒否（１６ページ）

◎株主（３５４）：㊦志賀原発の安全性向上工事の具体的な金額を明らかにしてほしい。

石黒伸彦常務：㊦安全性向上工事等の費用は、回答を控える。

② ２０１７年株主総会での安全対策工事金額の回答拒否（１７ページ）

◎株主（６３９）：志賀原発の安全対策費用を「１千億円台の後半」と３年続けて言うだけで具体的に説明しないのはおかしい。

石黒伸彦常務：先行する他社の状況も見て実施している。具体的な金額については説明を控える。

③ ２０１８年株主総会での安全対策工事金額の回答拒否（１８ページ）

◎株主（３２４）：志賀原発の安全対策工事費用はいくらなのか。「１千億円台の後半」と何年も言い続けるだけで具体的に説明しないのはおかしい。

石黒伸彦副社長：当初は安全強化策２５０億円と安全性向上工事６００億円。工事を追加して、現在は１０００億円台後半。詳細は回答を控える。

④ 他電力会社の原発安全対策費の公表状況で際立つ北陸電力の非公開

2023年8月8日付け朝日新聞（甲229）によると、原発を有する電力11社に安全対策費の金額を取材したところ、対象のうち10社が金額を公表したが、北陸電力だけが「1千億円台の後半」などと明確な金額を公表していません。日頃から「隠さない風土」と言う北陸電力が、重要な情報を隠しています。

（2）北陸電力作成の2030長期ビジョンで志賀原発撤退を想定せず

①2019年株主総会での志賀原発を再稼働しない場合の試算を拒否（21ページ）

◎株主（497）：2019年4月に北陸電力が発表した「2030長期ビジョン」で「連結経常利益 期間平均（2019～2030）350億円以上」との設定（「招集ご通知」27ページ）だが、原子力からの撤退をシミュレーションしたのか。撤退の場合を計算すべきだ。

金井社長：原子力を除外したシミュレーションは行っていない。

◎和田廣治株主・原告（167）：「2030長期ビジョン」で、志賀原発再稼働できない場合を検討すべきだ。

金井社長：志賀原発の敷地内断層は活動性がないと言えるので、再稼働できない場合の試算はしない。

②2021年株主総会での長期ビジョンの志賀原発の稼働率想定を回答拒否（25ページ）

◎林秀樹株主・原告（168）：①2030長期ビジョンの財務目標は、志賀原発の再稼働時期や稼働率をどのように設定しているのか。（2019年策定、経常利益 期間平均350億円以上）

平田互常務：①長期ビジョンの財務目標は、一定の前提で計算。具体的回答は控える。

（3）2019年株主総会でテロ対処施設の設置予定時期も示さず（25ページ）

◎小嵐喜知雄株主・原告（184）：㊦志賀原発のテロ対策施設の設置予定時期はいつか。

石黒副社長：㊦現在検討中で回答できない。

（4）2021年株主総会での志賀2号機の投資回収の回答拒否（22ページ）

◎株主（170）：志賀原発2号機は、設備利用率が他社に比べても一番低い。設備投資は回収できているのか。

平田互常務：投資回収等は回答を控える。採算性は十分ある。

（5）2022年株主総会での関西電力・中部電力との供給契約終了の回答拒否（29ページ）

◎株主（１２６）：情報開示・隠ぺいと株主総会の目的を問う。昨年３月末で関電・中電との供給契約終了を、関電は株主総会できちんと説明したが、北陸電力は総会で説明せず、株主は知らされないまま議案を議決した。

①なぜ説明しなかったのか。

平田互常務：①本契約は１５年間の契約で、期間満了で昨年３月に満了したが、個別契約事項なので説明を控えた。

特に上記の関西電力・中部電力との供給契約終了については、志賀原発２号機運転開始前の２００４年第８０回定時株主総会では契約内容を「１３０万ｋｗのうち運転開始から５年間は２社で９０万ｋｗ、その後は６０万ｋｗ」と具体的に回答していたのに、２０２１年に契約終了したことを北陸電力は隠し、関西電力が株主総会で回答して判明しました。（２００４年第８０回定時株主総会議事録（抜粋））（別紙２）

（６）全国の原発で最低の設備利用率の志賀原発でもコスト計算に反映せず

独立行政法人原子力安全基盤機構が作成した「平成２５年版（平成２４年度実績）原子力施設運転管理年報」（別紙３）によると、各原発の運転開始から全原発が停止した２０１２年度までについて、一覧表になっており、志賀原発については、

①「発電所別運転実績」では、志賀原発の累計設備利用率が５０．８％で最下位。

②「プラント別運転実績」も、志賀２号機の累計設備利用率が３５．３％で最下位。

③「電力会社別設備利用率の推移」でも、北陸電力が５０．８％と最下位。

このように、各社別や各原発別およびプラント別設備利用率の全項目が、いずれも全国最下位であることが明らかにされています。

設備利用率が全国最低の志賀原発は、他の原発に比べると投資回収ができず、高コストになっているはずです。その原因は、志賀原発で事故・トラブルの多発や臨界事故隠しなどによる運転停止期間が長いことです。ところが北陸電力は志賀原発２号機について、設備投資の回収か可能か否かの株主の質問にまで回答を拒否しました。（上記（４））

取締役がこのような回答拒否を続けている中では、株主は志賀原発を再稼働させる場合と再稼働させない場合の利益や損失について、適正な比較検討や判断を行うことはできません。このような回答拒否を連発しながら、志賀原発の再稼働を進める北陸電力の対応は、株主の知る権利を阻害し、まさに「隠す北電」の象徴です。

３．本訴訟の提訴に至った直接のきっかけの石黒伸彦副社長の発言について

前述のとおり、株主が真剣に会社や県民のことを心配して質問しても、会社を代表して回答する取締役が回答拒否やはぐらかしを繰り返すことが続きましたが、特に２０１８年の株主総会では、従来の取締役の答弁とは大きく外れ、株主の質問に対して石黒伸彦副社長が揶揄するような不誠実で不適切回答を繰り返しました。

（１）原発事故時の従業員被曝を「無尽蔵ではなく」と回答

福島原発事故で金沢に避難している株主が、「志賀原発で事故の場合に事故収束作業に当たる労働者の放射線被曝を心配する」と質問をしたところ、石黒伸彦副社長（元被告）は従業員の放射線被曝について「無尽蔵ではなく、決められたもの（注：緊急作業時の国の被曝基準）で対応する」と答弁しました。志賀原発副所長を歴任し当時は北陸電力原子力本部長であった石黒伸彦副社長は、志賀原発で従業員らの放射線被曝で「無尽蔵」とは、従業員らがどんな事態になるのかを考えたうえで発言したのでしょうか。しかも、福島原発事故による放射能汚染で安住の地を奪われて、福島県から北陸に避難していることを述べて質問した株主に対して、あまりに失礼で心無い発言です。（甲 235 20 ページ）

（２）原発運転期間を「３００年、５００年続くわけではなく」と回答

また、清水哲男株主（原告）が、「志賀原発１号機は運転開始からすでに２０年以上経過し、いずれ必ず廃炉にする必要がある。今から具体的な検討や調査研究を進めないと、安全な廃炉は実現できないのではないか。」と質問しました。原子炉の寿命が４０年との国の基準が前提です。

それに対して石黒伸彦副社長は、「廃炉は現時点で考えていない。３００年、５００年続くわけではなく、いずれ廃炉にしなければならない。」と答弁しました。直後に株主の抗議であわてて「今でしたら４０年。」と付け加えました。

いずれの答弁も、会社や従業員を思い真剣に質問した株主に対して、議長の指名で会社を代表した答弁です。

（３）久和進議長は株主の抗議や議長不信任動議提案を拒否し、採決強行

久和進議長（元被告）は訂正もせず質疑を打ち切り、議案の採決を始めようとしていました。そこで私は挙手をして久和進議長に対して、この答弁の訂正等を求めて発言を希望しましたが、議長は拒否して採決を強行し始めました。

あまりに横暴な議事運営に対して私が議長不信任動議を提案する旨発言を要求しましたが、久和進議長はそれも認めないどころか、動議提出を求める私に対して退場命令をちらつかせて私の発言を封じ、そのような議事運営に対して他の取締役や監査役は誰一人異を唱えず黙認した中で、強引に議案採決を終了してしまいました。

（４）株主への回答拒否や暴言、議事強行を放置すれば、会社存続の危機

私はこのような株主総会及び取締役は会社法の趣旨や社会の一員としての道を誤っており、北陸電力の経営の健全性も志賀原発の安全も危ういと考えます。これまで私達は会社法の規定を踏まえて株主総会での質問や動議などを重ね、さらに２０１４年から多数の株主の賛同を得て株主提案権を行使して株主議案を提案するなどし、頑なに志賀原発再稼働を進めようとする取締役らに対して、問題提起を続けてきました。しかし北陸電力経営陣は、株主総会でも回答拒否や説明はぐらかし

などを繰り返してきました。加えて、前述の石黒副社長の暴言と久和議長の強引な議事運営などは、明らかに限度を超えたものであり、これを放置すれば、会社の存続や安定経営さえ危うくなると考え、同じ問題意識を持った株主8名で本訴訟を提訴しました。なお、この石黒副社長の発言は、本訴訟の訴状17ページにも記載しています。

(5) 翌2019年株主総会で、当時社長の金井豊被告が石黒副社長発言を陳謝

本訴訟提訴直後の2019年6月26日に開催された第95回北陸電力株主総会において、前年の石黒副社長発言について金井豊社長が陳謝する前代未聞の質疑が行われました。

◎清水哲男株主・原告(324): 昨年総会での石黒副社長の不適切答弁を問う。

金井社長: 私が代表して答える。「300年、500年」は定めを超えて運転することはない、「無尽蔵～」も同様の趣旨だったが、適切ではなく、陳謝したい。

《株主総会議事録》

次に、株主(324)番から、昨年の株主総会における原子炉の寿命や労働者被曝に関する取締役の答弁についての質問があり、議長の指名により、代表取締役社長 社長執行委員 金井豊が、当該答弁は、志賀原子力発電所を法定の運転期限を超えて運転することはなく、また、事故時であっても作業員の放射線被曝には自ずと限度があるという趣旨であったものの、一部表現に適切さを欠いた点があったことを陳謝したい旨を回答した。(第95回定時株主総会議事録 3ページ)

(甲235 21ページ)

前年の株主総会での石黒伸彦副社長の答弁が不適切だったことを、金井豊社長が不適切だったと認めて陳謝しました。従業員の生命に関することや原発の安全や信頼に関わる株主の質問に対して、揶揄するかのような信頼を大きく損なう答弁を行った石黒伸彦副社長は、本来なら辞任すべきですし、不適切発言を放置し、それに抗議した株主に退場命令をちらつかせて強引に議事を終えた久和進議長、また役員席でその現場にしながら正さなかった各取締役および監査役全員の責任が問われる事態でした。

4. 重要な4つの時期の北陸電力株主総会での質疑の概要

次に、福島原発事故直後、新規制基準適合性審査請求の時期、有識者会合で敷地内活断層の存在が否定できないと評価された時期、能登半島地震発生直後の4つの時期において、株主総会でどのような質疑があったかを述べます。

(1) 2011年の福島原発事故直後の第87回株主総会で、立地地元の志賀町民が北陸電力の姿勢を批判

◎株主（８３１）：㊦志賀町へのプルサーマル申入れの数日前に制御棒落下事故があったのを隠していた。人為的ミスもいまだに繰り返されている。

④福島原発事故も収束できずに志賀原発の安全対策を実施したと言えるのか。

⑤放射能を外へ漏らさないとの説明は真っ赤なウソ。志賀町民は放射能汚染を実感した。会社をなくし、社員を路頭に迷わせることを防ぐためにも、原発から即撤退すべき。

若宮常務：㊦制御棒落下は、公開対象になっていなかった。

④人為ミス多発は申訳ない。従業員の意思・仕組みを全社員で取り組む。

⑤志賀原発では、津波が来ても確実に防げる。

堀副社長：福島原発事故は津波が主要な原因。当社は安全を最優先に志賀原発に取り組む。

（甲２３５「北陸電力株主総会の質疑などの問題点」１～２ページ）

【私の意見】北陸電力は、志賀原発で制御棒落下というトラブルさえも地元で隠していたことを志賀町民の株主が明らかにしました。そんな中で、福島原発事故から３か月しか経っておらず、事故の状況や原因も未定なのに、株主総会で早々と志賀原発の安全を強調する回答を繰り返しました。

（２）２０１４年第９０回株主総会（志賀２号機新規規制基準適合性審査請求時期）

◎株主（８３０）：福島原発事故により、金沢に避難している。原発がなくても供給は足りている。脱原発を決定しない理由は何か。

金井豊副社長：原発は供給安定性、経済性、ＣＯ２排出しないなど長所があり、安全を確保して原発を推進する。

◎多名賀哲也株主・原告（８３１）：福島原発事故の深刻さを全く触れていない。

福島原発事故で死者が出ていないと思っているのか。福島原発事故直後に、東電は原発の社員に避難指示を出したが、志賀原発では事故時に原発の社員は逃げないのか。

金井豊副社長：原子力のリスクを可能な限り低減し、安全に配慮して原発を推進する。

（甲２３５ １１～１２ページ）

【私の意見】金井豊副社長は、「福島事故を踏まえ」とだけ言って、どのような問題をどのように踏まえ、どのような対策を講じるかなどは一切説明せず、多名賀哲也株主の質問には結局何も回答しないまま、わずか１分で発言を終了しました。回答拒否に等しい内容です。

（３）２０１６年第９２回株主総会（有識者会合で敷地内活断層評価の時期）

◎林秀樹株主・原告（９１５）：㊦志賀原発２号機は投資に見合った利益を回収で

きないのではないか。

④原子力規制委員会の有識者会合で敷地内断層について説明ができなかった責任をどう取るのか。

金井豊副社長：⑦志賀原発は安定稼働すれば、十分に収益が上がる。

④規制委員会では当社の申請資料に基づいて審査するので、当社の意見を十分に理解いただける。

(甲 2 3 5 1 5 ページ)

【私の意見】志賀原発は全国 9 電力会社で最低レベルの運転実績であり、安定運転できていないにもかかわらず、「安定稼働すれば収益が上がる」という回答は無責任です。事故トラブル続きで運転停止を繰り返していた事実から目を背けています。有識者会合で、志賀 2 号機の敷地内断層の活動性評価が出されたことで、かえって強引な回答が目立ちました。

(4) 2024 年第 100 回株主総会（能登半島地震発生後から半年後の時期）

◎川原登喜の株主・原告（33）：タービン損傷が運転中に発生したら大事故。耐震性に問題がある。

福村常務：タービンは安全上重要な設備ではなく、運転中に破損しても安全性を確保するよう設計している。安全上重要な設備は何一つ故障していない。

(甲 2 3 5 3 8 ページ)

◎清水哲男株主・原告（428）：①珠洲の群発地震が大地震を引き起こすことを 2022 年総会で指摘。

②タービン損傷は重大な事態を引き起こす。

小田常務：群発地震が誘発した。志賀原発周辺の断層を徹底的に把握している。

福村常務：タービンが壊れても、安全に何ら影響はない。「止める、冷す、閉じ込める」という重要な設備は壊れていない。

(甲 2 3 5 3 9 ページ)

【私の意見】①「志賀原発周辺の断層を徹底的に把握している」との答弁は、虚偽答弁です。志賀 2 号機の規制委審査会合でも、調査するたびに活断層が増えたり複数の断層の連動が新たに評価されるなどが続いており、「徹底的に把握している」など評価が終了した状況ではありません。小田常務はその審査会合に出席しており、責任者として事情を知っています。

②前出の川原株主に続き、タービン損傷についての質問でしたが、福村常務は「タービンが壊れても、安全に何ら影響はない」などとの暴論を繰り返しました。特に、運転中の地震でタービン損傷での対応について、原子炉停止の手順のみで説明していますが、タービン損傷で仮に自動停止しても、高温高压の大量の蒸気の

処理や冷却水喪失などが派生する可能性など、「冷やす」「閉じ込める」ことが損なわれる可能性があり、それらを説明せずに「安全性をしっかりと保つことができる」との答弁は、あまりにもずさんで説明不足です。

5. 「配管継ぎ目の損傷は想定していなかった」との驚くべき松田社長の説明

2025年5月14日に原子力規制委員会の臨時会議が開かれ、規制委の全委員と北陸電力社長と原子力部門幹部が出席して意見交換が行われました。

能登半島地震では志賀原発で機器の損傷やトラブルが相次ぎ、その広報のお粗末な対応も大きな問題になりました。その議論の中で、前項の2024年株主総会では全く説明のなかったことが明らかになりました。

そして、翌5月14日の北日本新聞（別紙4）によると、志賀2号機の変圧器の損傷について、北陸電力側は「本体は問題なかったものの、配管のつぎ目が揺れで壊れ、油が漏れてショートが発生した」と報告。松田社長は「そこまで想定していなかった」と述べたそうです。

志賀原発には、変圧器のように油の通る配管、高温高圧蒸気の配管、冷却水の配管、海水取水系の配管、蒸気ベントの配管、緊急炉心冷却系の配管、電気ケーブルなどの通る配管など様々な配管が走り、それらが原子炉やタービンその他の様々な設備や機器と、あるいは別の配管とそれぞれ接続しています。まさに無数の継ぎ目があります。

私をはじめ何人もの株主は、北陸電力の株主総会の中で、志賀原発が地震で損傷することを何度も指摘してきました。特に、設備や機器は無数の配管でつながれ、その継ぎ目も無数にあり、それが地震や振動による共振で壊れるおそれがあることを、何度も指摘したのです。

「配管のつなぎ目の損傷」という初歩的なことさえも社長が「想定していなかった」と原子力規制委員会の臨時会議という公式の場で発言したことは、志賀原発の他の配管のつなぎ目についても同様に安全が確保されていないことになります。それにもかかわらず、「志賀原発は安全」と強調する北陸電力および取締役は、極めてお粗末でとても危険なことであり、特に代表取締役の責任は極めて重大だと言えます。

なお、この件で5月18日付け北日本新聞「声の交差点」で、「想定外に驚く」との私の投稿が掲載されました。（別紙5 - ①）すると、5月25日付け同欄に『『正しく恐れる』ために』との富山県内の男性の投稿が掲載されました。（別紙5 - ②）私の投稿を「まさに正鵠を射たもの」と評価する内容であり、私の主張が全く見知らぬ県民からも支持されていることを示しています。

第3. 能登半島地震の衝撃と志賀原発の危険性

1. 2024能登半島地震で損傷した志賀原発の立入調査に同行

（1）志賀原発構内への立ち入り見学等のこれまでの経過

① 1990年代に市民団体で志賀原発1号機を見学

1990年代に私をはじめ志賀原発に反対する市民約20名で、志賀原発所長

の案内で志賀原発の原子炉建屋やタービン建屋などを見学し、その後に会議室で1時間近く質疑の時間が行われたことがあります。私達の見学要請に当時の原発所長が率先して対応したもので、初めて入った原発はとても勉強になり、原発所長は私達の質問に最後まで丁寧に説明してくれました。これが私の経験した志賀原発に関する現地や本店・支店を含む北陸電力社員による唯一の丁寧な見学・説明でした。

なお、この件については記録が残っておらず、私の記憶にもとづいており、所長などの役職名が記憶違いの可能性もありますが、見学できたこと自体ははっきり記憶しています。

② 2014年に私が要請した原発見学を拒否

私は2014年5月に、株主総会での質問のための調査検討を目的として、北陸電力本店に対して、志賀原発の見学と現場での説明を希望して、見学希望日時、質問項目、見学希望場所などを書面で提出したところ、本店職員はそれを拒否し、「会社が一般に公募する見学会に応募して下さい。」と回答しました。ただ、一般公募見学会では、私が希望する断層調査現場や建屋などの場所はコースになく、また、文書に書かれたような建屋の強度や緊急時の対応などの「専門的な」質問は断る、とのことでした。そのため、志賀原発の見学はできませんでした。

この対応は、「お客さまや地域の皆様との双方向対話活動を展開する」（2014年北陸電力「招集ご通知」7ページ）（別紙6）との経営方針に逆行する対応です。

（2）2024年能登半島地震に係る志賀原発立入調査への経過

①能登半島地震で北陸電力記者発表が二転三転

2024年1月に発生した能登半島地震では、地震発生直後から北陸電力が記者発表した内容が二転三転して、石川・富山県民に大きな不信感を与えました。2023年の北陸電力株主総会でも能登半島で続く地震活発化を指摘した経過もある中で、志賀町で震度7が観測された中で、志賀原発構内で何が起きているのか直接確認したいと私も考えていました。

当時、北陸電力は報道各社の原発構内取材も拒否しており、志賀原発で起きていることの情報は、北陸電力が発表した内容だけの「安全は確保されている」を強調した、まるで太平洋戦争当時の大本営発表のような情報統制状態でした。

②社会民主党福島瑞穂党首の志賀原発視察希望を北陸電力が拒否

その中で社会民主党の福島瑞穂党首が地震発生直後から志賀原発視察を希望しながら北陸電力が拒否しており、1月31日に福島党首らが北陸電力本店に直接要請に行くとの連絡があり、その際に地元で長年にわたり取り組んでいる代表として私にも同行を依頼され、参加しました。しかし北陸電力は視察要請を拒否し、詳しい説明もしませんでした。

③原子力規制庁などに北陸電力の視察拒否の問題を強く訴える

2月29日、石川県平和運動センターや志賀廃炉訴訟原告団ら6団体などが衆議院議員会館で原子力規制庁・資源エネルギー庁・内閣府などに対して志賀廃炉要請書を提出した際に、北陸電力が志賀原発への社民党調査団や報道機関の取材も拒否している不当な実態を指摘し、視察実現を強く訴えました。

④その翌日に北陸電力が報道各社の取材公開を発表

3月1日になり北陸電力は、報道各社に対して志賀原発の取材公開を3月7日に受け入れる旨を発表しました。その後、社民党福島党首に対しても、3月18日に志賀原発視察を受け入れる旨の連絡がありました。

(3) 3月18日の志賀原発視察に参加した感想

能登半島地震から75日経過した3月18日に、社会民主党党首らの志賀原発視察団が志賀原発視察を実施しました。その際に、志賀原発建設前からの経過を知る地元代表として、私にも視察同行の要請があり参加しました。視察の実施状況については、甲236「社会民主党志賀原発視察団（3.18）同行報告書」のとおりです。

社民党の視察以降になって、志賀原発のタービンが損傷したことや、変圧器交換に2年以上が必要でその間は5系統のうち2系統の外部電源が使用不能であること、その他にも新たな設備等の損傷があることが次々と明らかになりました。北陸電力の隠す姿勢を強く感じました。

この原発視察についての私の感想は、以下のとおりです。

①立ち入ることができる場所が制限され、写真を撮ることができる場所も限定されている。問題がある箇所は隠して、何事も無かったことにしたいとの印象を持った。

②敷地内の道路や変圧器周辺に段差や亀裂の跡が多数あった。北陸電力は段差や亀裂は11か所と公表していたが、調査団が指摘した段差等がそれに含まれていないことが分かった。北陸電力は、「10センチくらいの段差や亀裂はカウントしていない」と説明していた。

その1週間後の3月25日に北陸電力が記者会見し、敷地内の段差や亀裂等が80か所に上ることを公表した。隠しきれないと考えたのか。

③地震計は、3か所のデータが公開され、1号機建屋地下で399.3ガルだったとしている。これは「広報用の地震計」で、それ以外の44か所の地震計は公開していない。その理由について、現在解析中とのことであった。隠す姿勢の象徴である。

④変圧器の損傷についても、壊れたものと壊れていないものの違いについては調査中とのことであった。外部電源についても同様の回答であった。肝心なところが解析中なのに、安全性に問題ないとしているのがおかしい。

⑤福村章常務執行役員や本店原子力部長が同行し説明した。福村氏は金井豊被告と同じく本店原子力部長を歴任しており、技術の専門家であると和田に答えた。

⑥原子炉建屋の天井の厚さは、これまでテロ対策のため回答してこなかったが、説明担当者がさらっと、「〇〇cm」と話した後で、福村氏が「公表しないではいい」と要請していた。天井が薄い構造となっていることは北陸電力株主総会でも株主が指摘しており、ウイークポイントなのに対策せず隠すことだけ考えている姿勢が露見した。(なお、福島原発事故では、原子炉建屋の天井の厚さについて、わずか10cmであることが公表されています。)

2. 能登半島地震で生じた海岸隆起等調査と北陸電力の不可解な報告

(1) 志賀原発から輪島の方へ海岸隆起の現場を調査

地震発生直後から、テレビや新聞などが能登半島北部で海岸が隆起したことを報道しました。その後、産業総合研究所や水産庁、国土地理院などが調査した結果が公表され、最大隆起が輪島市の鹿磯（かいそ）漁港で4mとされました。

2014年に新潟大学の立石雅昭教授を講師として志賀原発から北部の断層や隆起などのフィールドワークが行われ、私も参加しました。その中で立石教授からは、能登半島は地震と隆起を繰り返していると説明がありました。頭では理解していた地震に伴う隆起ですが、今回の地震で実際に発生したことから、私も実際に自分の目で確かめることにしました。

災害復旧の支障にならないように配慮して、2024年4月22日から志賀原発前の海岸から調査を始め、順次北上して岩場や防波堤などへ行き、巻き尺で海岸隆起の調査を行いました。1月1日の地震発生までは海面下にあった岩場などには、フジツボやカキをはじめおびただしい数の貝類やサンゴ藻類がびっしりと真っ白に付着していました。海面より上は黒いため、隆起した幅がはっきりわかりました。同時に、その真っ白いものは地震発生までは穏やかに生きていた沢山の貝類などの死骸であり、岩場を歩く時にその貝を踏みつけてしまうため、貝類に謝りながら調査を続けました。

その結果が甲230『2024能登半島地震による海岸隆起の調査状況報告書』です。

(2) 輪島市鹿磯漁港の北1kmの深見漁港で、最大5.2mの隆起を確認

志賀原発すぐ北にある福浦灯台下では20cm、巖門でも25cmでしたが、輪島市門前町黒島漁港では3mの隆起で、巨大な防波堤の底に降りて隆起した上を見上げると、今回の隆起のエネルギーを体感します。そのすぐ北の鹿磯漁港では3m80cmでした。

さらに海岸沿いの市道を北上したところ、深見漁港があり、漁港前の岩場を調査しました。そこはこれまでの現場とは大きく違い、高く隆起した真っ白い岩場や巨大な崖になっていました。測定誤差も考えて2日間にわたり数か所測定しましたが、いずれも5m～5.2mの隆起で、高い所に慣れた私でもさすがに足がすくみました。黒島漁港や鹿磯漁港とはけた違いに大きな自然のエネルギーが迫ってくる現場

でした。

さらに正確を期すため、9月8日に元石川県議の北野進さん（珠洲市）も加わって3回目の調査をしましたが、やはり5 m以上の隆起を確認し、写真撮影をしました。（甲230に添付の別紙2、3の写真参照）

なお、深見漁港の北側の猿山岬の北にある地点も調査したところ、輪島市吉浦は4 m、皆月は3.6 mで、深見から北に行くほど減少しており、私の調査では深見漁港が今回の能登半島地震による海岸隆起の最大値です。

（3）海岸隆起調査結果を地元の北日本新聞に投稿

この調査結果をもとに、私は北日本新聞の読者投書欄「声の交差点」に投稿し、それが掲載されました。特に9月12日に掲載された投稿は、能登半島地震による海岸隆起が最大4 mとの調査結果が新聞・テレビ等や研究機関などが発表していた中で、初めて最大隆起が5.2 mとの調査結果が新聞等で掲載されたものです。

隆起についての同紙への投稿は、以下のとおりです。（別紙7①～②）

①2024年6月4日付け「能登地震と地盤隆起」

（この段階では、鹿磯漁港の4 mが最大隆起でした。）

②同年9月12日付け「5.2メートルの海岸隆起確認」

（最大隆起が5.2 mとの調査結果が全国で初めて新聞等に掲載されました。）

（4）北陸電力が提出した適合性審査資料では「最大4 m」と明記

私の2024年9月12日の新聞投稿（別紙7-②）は、最大隆起が5.2 mであったことを伝えています。

しかし、2024年10月3日付けで北陸電力が作成し原子力規制委員会に提出した適合性審査資料『志賀原子力発電所 令和6年能登半島地震後の状況確認』（別紙8）では、隆起について「輪島市西部で最大約4 m」（5ページ）と記載しています。北陸電力では土木部が能登半島の地質や断層等を調査して報告書を作成し、原子力規制委員会などに提出し、審査会合でも小田満広土木部長（常務執行役員）が説明しています。

海岸隆起最大5.2 mとの調査結果をまとめた私の投稿が北日本新聞に掲載された翌月になってもまだ、北陸電力は、相変わらず最大4 mとの審査資料を原子力規制委員会に提出したのです。ここで問われるのは、北日本新聞の私の投稿を見たか否かではありません。北陸電力がどこをどのように調査して「最大隆起は4 m」と判断したのか、です。最大隆起5.2 mの深見漁港は、4 mの隆起の鹿磯漁港から海岸沿いの一本道の市道を2 km北上するだけです。北陸電力も調査に行くことができたはずですが、しかも、深見漁港の少し手前の海岸には、明らかに鹿磯漁港よりもはるかに大きく隆起した岩場が市道沿いからはっきり見えます。素人の私でさえも鹿磯漁港の4 m隆起をはるかに上回る隆起が起きていることが市道を北上して走っていてわかったほど明白な状況を、専門家集団である北陸電力土木部や土木部

が委託した調査会社が同じ市道を北上して気づかないはずがありません。

唯一考えられることは、北陸電力が海岸隆起の現場を現地調査もせず、国の機関などの調査結果を自らが検証もしないまま漫然と使用したことです。まさか、実際に調査して5 m以上の隆起を確認しながら、隆起規模を過小に公表するために調査結果を隠蔽・改ざんすることはありませんが、北陸電力の正確で誠実な説明が求められます。

(5) 2024年12月25日付け読売新聞に「5. 5 mの隆起」の記事

2024年12月25日付けの読売新聞には、「大地震で隆起何度も」と題した1ページ全面の記事が掲載されました。記事によると、地震直後の1月3日に富山大学の立石良准教授らの調査団が隆起量を実測したところ、「鹿磯漁港は4. 1 m、輪島市門前町吉浦で約5. 5 mに達していた」「国土地理院によると、明治初頭以降で最大規模の変動」と記載されています。(別紙9)

さらに、記事では「能登半島では、このような隆起が繰り返されてきたことがわかってきた」「産業技術総合研究所の宍倉正展グループ長は『過去6000年に3回、今回と同程度の大地震が発生していた可能性が高い。今回は4回目だ』と語る」と記載されています。

今回の記事により、これまで「最大隆起は鹿磯漁港の4 m」が鹿磯漁港岸壁での測定写真と共に定説になっていましたが、私が9月に発表した「最大隆起5. 2 m」との測定結果や能登半島が地震と隆起を繰り返しているとの認識が事実であることが裏付けられたと言えます。

(6) 2025年1月31日に日本財団等が「最大隆起は5. 2 m」と発表

2025年1月31日に日本財団と日本水路協会が記者会見を開き、能登半島北部沿岸の海底地形を調査した結果、能登半島地震により最大5. 2 mの隆起を確認したと発表し、新聞やテレビ等で全国的に報道されました。2025年2月1日付けの北陸中日新聞(別紙10)によると、日本財団は海底地形を航空機のレーダーなどで測量し、地図化するプロジェクトを開始。能登半島周辺の2022年9月、10月と、地震後の昨年4月、5月のデータを比較。その結果、海底の隆起が最も大きかったのは、輪島市猿山岬沖付近とのこと。

この猿山岬は、まさに私が調査した深見漁港のすぐ目の前です。前項の富山大学などの実測調査で最大隆起とされた輪島市門前町吉浦地区も、ほぼ同じ地点であり、それぞれ専門家による航空レーダーと実測という複数の手法による隆起調査結果から、私のメジャーによる最大隆起5. 2 mとの測定結果が事実であることが改めて裏付けられたと言えます。

このような海岸隆起の現場は、能登半島地震の特徴であり、志賀原発の敷地も含め能登半島が数千年前からの地震等による隆起を繰り返していることから、今回の能登半島地震のメカニズムや規模を正確に把握し、今後の能登半島で起こりうる地

震への志賀原発の影響を考えるためにも、ぜひとも広範囲で正確な調査が必要です。同時に、この海岸隆起についての北陸電力の不可解な調査姿勢や結果の責任が大きく問われると言えます。

3. 富山県原子力防災訓練の実施状況を視察

能登地域で大地震が発生し、志賀原発で放射性物質が放出される事故が発生したことを想定して、国や富山・石川県、関係市町、北陸電力等が参加する原子力防災訓練が、毎年11月頃に実施されています。住民の避難訓練も行われており、私はこれまで石川県や富山県の訓練現場を何度も観察してきました。その訓練現場ではいずれも、訓練のための訓練であり、訓練がやりやすいように想定を変えるなど、実際に大地震などで原発事故が発生する複合災害の事態では何の役にも立たず、住民の安全確保は困難であることを強く感じてきました。

今回、2022年から2024年の富山県での原子力防災訓練の現場を観察した状況や感想などの記録をもとに、この原子力防災訓練の問題点と共に、特に2024年の訓練現場で私が現認した北陸電力社員らによるずさんな放射能防護対策や認識不足ならびに幹部とみられる社員らの無責任な対応などについて述べます。

(1) 2022年富山県原子力防災訓練の観察状況について

①訓練実施日および観察場所

2022年11月23日（水・祝）

観察場所・氷見市海峰小学校（一時集合場所）

・氷見運動公園（避難退域時検査場所）

・射水市ヨシダ大島体育館（避難所）

②訓練を観察しての主な感想

- ・会場の海峰小学校は志賀原発から30kmラインのすぐ外側。しかし、全く無防備状態の服装（通常の作業服）でテントの外で避難車両に近づき、住民に声をかけてヨウ素剤に見立てた飴を配布していた。これでは係員が被ばくする危険性が高く、不適當である。
- ・予定より30分早く住民が到着。道に慣れた住民が散発的に到着したが、実際になれば、県境の大境・灘浦地区からも避難車両が国道160号線に集中し、国道から右折して海峰小学校に入る道は狭く、大渋滞になる恐れがある。
- ・また、ヨウ素剤配布を終えた車両が、右折して国道に復帰して氷見運動公園に向かうことでも、大渋滞が予想される。
- ・氷見運動公園へ入る道が狭く、周辺道路が大渋滞することが予想される。
- ・放射線測定員が作業服のまま避難者の測定作業を実施。テントの中とはいえ、被曝の危険がある。

※1. 詳細は甲237「2022年富山県原子力防災訓練観察状況」（和田廣治作成）参照。

※ 2. 2022年11月26日付け北日本新聞投書欄
「原子力訓練の疑問点」(和田廣治)(別紙11)

(2) 2023年富山県原子力防災訓練の観察状況について

① 訓練実施日および観察場所

2023年11月23日(木・祝)

観察場所・氷見市海峰小学校(一時集合場所)

・氷見ふれあいスポーツセンター(避難退域時検査場所)

② 訓練を観察しての主な感想

- ・会場の海峰小学校は志賀原発から30kmラインのすぐ外側。屋外で避難車両に近づき、住民に声をかけて配布する係員の服装が防護服になっていたことは、昨年より改善されている。
- ・集落毎に時間を指定しており、渋滞することはなかったが、実際になれば、七尾や県境の大境・灘浦地区からも避難車両が国道160号線に集中し、国道から右折して海峰小学校に入る道は狭く、大渋滞になる恐れがある。
- ・ふれあいスポーツセンターの会場へ入る道が狭く、周辺道路が大渋滞することが予想される。
- ・放射線測定員が屋外・屋内とも作業服に簡易ビニールカッパの上衣、ゴム手袋、スニーカー、帽子的服装で、避難者や車の測定作業を実施。被曝の危険がある。
- ・以上から、避難退域時検査場所の作業に従事する職員は、全員、防護服を着用し、ゴム手袋、帽子、ゴム手袋、靴カバーなどで被曝を防護すべきである。
- ・全体を通して、原子力防災訓練にもかかわらず、放射性物質が飛散して住民や車に放射性物質が付着している可能性があることを想定して、職員の被曝防護対策が不十分である。
- ・また、一時集合場所や避難退域時検査場所などに同時に避難者が集中することが予想される。また、国道160号線など幹線道路は、観光客をはじめ七尾や羽咋方向から避難する車が集中し、大渋滞になることが予想される。しかし、現行の原子力防災訓練は、それらを全く想定していない。

※詳細は甲238「2023年富山県原子力防災訓練観察状況」参照

(3) 2024年富山県原子力防災訓練の観察状況について

① 訓練実施日および観察場所

2024年11月24日(日)

観察場所・氷見市旧速川小学校(一時集合場所)

・氷見運動公園(避難退域時検査場所)

② 訓練を観察しての主な感想

- ・訓練想定では、「9:30屋内退避指示」だが、実際は住民に事前に「8:3

0に屋内退避場所の旧速川小学校へ集合」を通知済み。訓練想定と実際の本部指示よりも1時間早く動くなど、時計が違った訓練の進行になっていた。また、二次避難は48時間後になっており、バス発車は2日後の想定になっており、その間は屋内退避場所で過ごすことになっているが、放射能対策の上での避難所運営ができるのか、訓練では示されていない。

- ・放射能測定員が作業服に簡易ビニールガウンの上衣、ゴム手袋、スニーカー、帽子の服装で、避難者や車の測定作業を実施。被曝の危険がある。
- ・全体を通して、原子力防災訓練にもかかわらず、放射性物質が飛散して住民や車に放射性物質が付着している可能性があることを想定しておらず、職員の被曝防護対策が不十分である。
- ・今回の富山県原子力防災訓練は、2024年能登半島地震の教訓を真剣に検討して生かしておらず、形だけの訓練に終始し、しかもずさんな内容であり、住民や職員の安全を確保することは不可能であると言わざるを得ない。

※1. 詳細は甲239「2024年富山県原子力防災訓練観察状況」参照。

※2. 2024年11月7日付け北日本新聞投書欄

「どうする原子力防災訓練」（和田廣治）（別紙12-①）

※3. 2024年11月28日付け北日本新聞投書欄

「形だけの防災訓練」（和田廣治）（別紙12-②）

（4）2024年富山県原子力防災訓練での北陸電力社員のずさんな対応

①氷見運動公園（避難退域時検査場所）の除染係の指先を測定した記録係（北陸電力のジャンパー着用）が、素手でサーベイメーターを操作していて驚きました。近くにいた自衛隊の放射能測定員に聞いたところ、「サーベイメーター操作はゴム手袋着用が義務」と明言しました。

また、内閣府原子力防災作成の令和4年12月28日付け『原子力災害時における防災業務関係者のための防護装備及び放射線測定器の使用方向について』に記載された「避難退域時検査の要員の防護装備」では、「ガウン、手袋、帽子」着用となっています。（別紙13）

②今回の訓練では、多数の北陸電力社員が会社ジャンパーを着用して、避難退域時検査場所で、屋外での誘導や測定、除染などの作業に従事していました。全員が会社ジャンパーにスニーカー、検査係はその上にガウンにゴム手袋を着用していたが、素手でサーベイメーターで検査していた社員もいました。

たまたま訓練を視察中の北陸電力社員4人組（幹部と思われる）が検査場所を視察中であつたため、質問を実施しました。

和田：・株主の和田だが、多数の北陸電力社員が参加しているものの、屋外での放射能検査現場での服装がこれでは、放射能が飛来したり付着して汚染の危険性があり、社員の安全を守れないのではないか。

- ・素手でサーベイメーターで検査している社員がいるが、適切か。
 - ・放射能を扱う専門家の北陸電力として、どのように考えるのか。
- また、県にどのように助言するのか。

北電：県からの依頼で来ているだけなので、答えられない。

（と言って、和田から離れて行きました。）

これでは志賀原発の当事者として、県民に対しても社員に対してもあまりに無責任です。

※．詳細は甲 2 3 9 「2 0 2 4 年富山県原子力防災訓練観察状況」参照。

（５）住民避難用の人員やバスは確保できるのか

①能登半島地震では自治体職員の確保も困難だった

各年度の訓練を観察する中で常に疑問に思うのは、住民の避難や検査などに従事する人員や住民避難用のバスが本当に訓練通り確保できるのかということです。実際に、2 0 2 4 年能登半島地震発生直後から、石川県や富山県の自動車道から国道、地方道に至るまで、多くの路線で損傷や崖崩れ、段差などで通行止めが多数発生し、長期間にわたり孤立した地域も多数発生しました。そして多数の自治体職員が非常招集にも出勤できなくなり、避難所や応急対応にあたる人員も確保できない状態が長期間にわたり続きました。そんな中で、志賀原発から放射能が放出されて住民避難が必要となった場合に、原子力防災訓練のように避難誘導や放射線検査などの人員を確保することは、実際には困難です。

②住民避難用のバスの確保も困難

原子力防災訓練では、住民避難の訓練は一部地域の代表者のみを対象にして、バスも予定時刻に到着していました。しかし、実際に住民避難が必要になった場合は、広範囲な地域全体の住民が対象になり、多数のバスが同時に必要になります。では、放射性物質が放出されたりその危険が高まった地域に、本当に多数のバスを確保できるでしょうか。

2 0 2 5 年 5 月 9 日付け北日本新聞（別紙 1 4）では、共同通信が新潟県の柏崎原発での重大事故で住民避難が必要となった場合の稼働可能バスの台数をバス会社に調査したところ、各社が保有する計 1 2 8 2 台のバスの 1 割強程度の 1 3 4 ～ 1 7 7 台しか確保できないことがわかったそうです。国の計画では最大 1 3 5 7 台が必要とされていますが、その 1 割程度しか確保できないことになりました。内閣府は取材に対して「確保できた台数で往復する」と答えたそうですが、放射能汚染で避難する現場を何往復もさせたら、バスの乗務員は大量被曝の危険性があります。そんな危険な業務をバス乗務員に強いる原子力防災計画自体が間違っています。

志賀原発の場合は、柏崎原発の場合と同様にバス乗務員の確保が困難になることが予想されます。それに加え、住民が避難したり原発への緊急派遣のための道路が限られており、住民避難が一層困難になることは、能登半島地震の実態から

も明らかです。

4. 今後も続く能登半島の地震活動

- (1) 2024年11月26日の石川県羽咋西方沖地震は、志賀原発の西24kmの活断層周辺で発生

能登半島地震から11か月経った2024年11月26日夜22時47分に、能登でまた大きな地震がありました。震源は「石川県羽咋西方沖」というよりも志賀原発の西24kmにある羽咋沖西断層（北陸電力作成の2023年12月12日付け適合性審査資料でも、長さ23kmの活断層と記載）の周辺で、規模はM6.6、輪島、志賀で震度5弱を観測。この地震により石川県で長周期地震動階級2を観測しました。

地震発生直後に気象庁は、「この地域では、今年1月1日に発生したM7.6の地震をはじめとして、約4年間地震活動が続いており、当面、継続すると考えられます。M7.6の地震後の活動域及びその周辺では、引き続き強い揺れや津波を伴う地震発生可能性があります。今回の地震は『令和6年能登半島地震』の一連の地震活動です。」と発表しました。（2024年11月27日気象庁報道発表「令和6年能登半島地震について」第22報）（別紙15）

また、12月10日に開催された政府の地震調査委員会の資料でも、「26日に発生したM6.6の地震は2020年から継続している地震活動の中で2番目の規模であった。」「これまでの地震活動及び地殻変動の状況を踏まえると、2020年12月以降の一連の地震活動は当分続くと考えられ、M7.6の地震後の活動域及びその周辺では、今後強い揺れや津波を伴う地震発生可能性がある。」と記載されています。（2024年12月10日地震調査研究推進本部地震調査委員会『2024年11月の地震活動の評価』）（別紙16）

この会合後の記者会見で平田直委員長は「大きな地震が数か月おきに続いている。これまでに経験のないことだ」と述べた旨が、翌日の北日本新聞（別紙17）に掲載されています。

今回は1月の能登半島北部沿岸域断層帯（北東から南西方向）とは断層の傾斜方向が違う羽咋沖西断層（南北方向）が動いたと考えられます。（別紙18の震央分布図参照）

この活断層のすぐ東側には、同じく南北方向に33.6kmの長さの羽咋沖東断層（志賀原発から西20km、地震規模想定マグニチュード7.3）があります。2020年頃から能登半島で続く一連の地震の中で、今回、志賀原発から半径30km圏内で大きな地震が発生したことは、能登半島の地震活動が今後もさらに拡大し、志賀原発にさらに大きな影響を与える可能性があることを、警告したものと言えます。原告も富山・石川の県民も心配しています。

- (2) 石川県が発表した新たな地震想定

2025年5月7日に公表した「石川県地震被害想定調査報告書」（別紙19）で

は、石川県で発生が想定される地震について、石川県が20年以上前に公表した地震想定を大幅に改定しています。

- 前回の想定では、①大聖寺の地震（M7.0）
②加賀平野の地震（M7.0）
③邑知潟の地震（M7.0）
④能登半島北方沖の地震（M7.0） でしたが、

- 今回の想定では、①森本・富樫断層帯（M7.2）
②邑知潟断層帯（M7.6）
③砺波平野断層帯（M7.2）
④庄川断層帯（M7.9）
⑤福井平野東縁断層帯（M7.6）
⑥能登海岸活動セグメント（M6.9）
⑦門前断層帯（M7.5）
⑧能登半島北岸断層帯（M8.1）
⑨七尾湾東方断層帯（M7.6）

（「石川県地震被害想定調査報告書」令和7年5月 2ページ
「表 被害想定調査変更点一覧」より）（別紙19）

このように、石川県に被害を及ぼすと想定される地震が大幅に増え、また地震の規模も大きくなっています。前述のとおり能登半島での地震活動の拡大の現実に加え、石川県内で大きな地震が想定されていることが明らかになっています。

ただ、今回の石川県の地震想定には、志賀原発の9km北の富来川南岸断層や2024年11月に発生した羽咋沖西断層周辺で続く地震活動や、そのすぐ近くの羽咋沖東断層（志賀原発の西20km）など志賀原発周辺の活断層については、なぜか触れていません。

（3）政府の地震調査研究推進本部が公表した「石川県周辺の海域活断層」

2024年8月2日に政府の地震調査研究推進本部は「日本海側の海域活断層の長期評価の公表について」を公表しました。数年前から検討していたが、2024年能登半島地震の発生を受けて、前倒しで公表したものです。（別紙20）

その中で8ページに「石川県周辺の海域活断層」の項目もあり、活断層名と単独活動の場合の地震規模などが一覧表になっています。

以下にその内容を抜粋します。連動想定断層は、全体の想定を記載します。

「石川県周辺の海域活断層」

活断層名	断層長（km）	地震規模（M）
羽咋沖東断層	30	7.3程度
羽咋沖西断層	21	7.0程度
内灘沖断層	29	7.3程度

海士岬沖東断層	2 1	7. 0 程度
門前断層帯（全体）	3 8	7. 5 程度
能登半島北岸断層帯	9 4	7. 8～8. 1 程度
輪島はるか沖断層	2 4	7. 1 程度
能登半島北方沖断層	3 1	7. 3 程度
舩倉島近海断層帯	6 4	7. 8 程度
七尾湾東方断層帯(全体)	4 3	7. 6 程度
飯田海脚南縁断層	3 1	7. 3 程度
富山トラフ西縁断層	6 1	7. 8 程度
上越沖断層帯（全体）	8 6	7. 8～8. 1 程度
名立沖断層	3 1	7. 3 程度
上越海丘東縁断層	2 5	7. 2 程度

この地震本部の公表後の2024年11月26日に、羽咋沖西断層周辺を震源とするM6.6の地震が発生し、その周辺で地震活動が活発化していることから、この地震本部の指摘は極めて重要です。

同時に、この資料は2024年8月29日の石川県防災会議震災対策部会に提出された資料であり、議論されたはずですが、それにもかかわらず前項の石川県地震被害想定調査報告書では志賀原発周辺を含む能登半島一帯の活断層について、大半が削除されています。事実から目をそらすことは、許されないことです。

第4. 本件訴訟での被告らの不誠実な態度

1. 原告の思いを曲解、中傷する被告側の主張

(1) 提訴後に亡くなった各原告の思い

本訴訟提訴から6年が経過しますが、この間に8名の原告のうち3名が亡くなりました。現存する原告は、今後何かの機会に各自の意見を述べる場面があるかもしれませんが、この3名については本訴訟の初期の口頭弁論で行った原告意見陳述が全てです。そこで改めてそれぞれの意見陳述書を見直すとともに、最後まで本訴訟に思いを寄せ続けて私に託したことなどを述べます。

① 多名賀哲也原告

2019年6月に本訴訟を提訴時、多名賀原告は既に内臓のがんと闘病中でした。そのため、同年9月の第1回口頭弁論の際に原告意見陳述を担当してもらいましたが、その意見陳述の内容は1980年代から志賀原発の問題に関わってきた経過や志賀原発の事故トラブルの歴史なども交えた遺書のように思えました。

その後も病気と闘いながら自らが編集する「命のネット通信」を2024年3月号まで年4回発行し続け、本訴訟の弁論報告を掲載しましたが、その後は入院が多くなりました。2024年9月12日に入院中の病室に面会に行った際、私が2週間後に予定の本訴訟の第19回口頭弁論案内文を見せて簡単に説明しました。

すると多名賀原告は案内文の裁判の日時の部分を指でポンポンとたたき、痩せた腕を伸ばして私の手を握り、「わーちゃん、出たい」と大きな声で何度も何度も繰り返しました。その翌日に多名賀原告は亡くなりましたが、最後の最後まで本訴訟に思いを寄せ続けていました。

②小嵐喜知雄原告

2019年6月に本訴訟を提訴後に、小嵐原告は内臓の末期がんが発見され、入院しました。そこで、同年12月の第2回口頭弁論の際に原告意見陳述を担当してもらいましたが、その意見陳述書は闘病中の病室で書き上げました。弁論当日は、長い闘病で弱った身体でも証言席に立ち、自らが株主総会で志賀原発のテロ対策工事等のコストを質問しても回答拒否されたことの不当性などを強く訴えました。

そして最後に、被告答弁書の「訴権の濫用」への反論を述べる中で、突然声を震わせ、力を振り絞って被告や裁判官に訴えました。

「私は現在83歳ですが、進行性のがんと闘いながら、私の人生をかけて本件訴訟に取り組んでいます。」

まさに必死の思いで「訴権の濫用ではない」と訴えました。

2020年4月初めに、小嵐原告から私に、2020年株主総会に向けた株主提案権行使参加のために必要な自筆の委任状など書類一式が郵送されました。その1週間後の4月11日に小嵐原告は亡くなりましたが、最後の最後まで北陸電力に対して、志賀原発廃炉を求める取り組みを続けていました。

③滝口保原告

2020年12月の第4回口頭弁論で、滝口原告は原告意見陳述を行いました。長年にわたり志賀原発横から葉書付き風船飛ばし調査を続け、風船を拾って返信してきた地域などを集約した結果から、志賀原発で放射性物質が放出された場合、石川・富山をはじめ信越・中部各県など広範囲に飛散して汚染する可能性があることを訴えました。滝口原告が地道にコツコツと続けたこの調査は、志賀原発で実際に放射能放出事故が発生した場合の放射能汚染が広範囲に及ぶことを示したもので、きわめて貴重で実証的な調査です。

その後、内臓のがんが発見され、2年半に及ぶ闘病中でも、体調を見ながら志賀原発横からの風船飛ばし調査を地道にコツコツと続けました。2023年1月21日に亡くなりましたが、滝口原告の本訴訟への思いを身近で支えてきたご遺族を代表して、奥様が原告を受け継ぎました。

(2)「個人的な主義主張」とは、どの原告のどの発言のことか

一方で被告らは準備書面(10)の26ページで、「本件訴訟が、会社法360条に基づく株主差止め訴訟の名を借りて、原子力発電に反対する個人的な主義主張の

達成あるいは反対運動の拡大を図るために提起されたものであって、株主差止訴訟の趣旨、目的を逸脱するものであることは明らかである。」と述べています。

この被告側の主張は、私をはじめとする原告や志賀原発株主差止め訴訟原告団のどの発言・主張を根拠に述べているのでしょうか。被告側がその証拠として挙げているのは、「志賀原発を廃炉に！訴訟原告団ホームページ」および「原告団ニュース」ですが、これは金沢地裁に係争中の金沢訴訟の原告団が作成したものであり、本訴訟の原告および志賀原発株主差止め訴訟原告団が作成したものではありません。金沢訴訟の原告団ニュースやホームページに私など富山訴訟原告や原告団が原稿を寄稿することはありますが、その際には必ず氏名などを記して文責を明確にしています。

一方で、金沢訴訟原告団関係者が富山訴訟について論評することは、言論や表現の自由の範囲であり、私ら富山訴訟原告および原告団が記事内容の削除などを求める立場ではありませんが、そのことは記事内容に賛成や追認をするものでもありません。

そのような区別もできないか、あるいは意図的に「原告ら」とひとくくりにして、あたかも私ら富山訴訟原告および原告団が主張しているかのように印象付けて「訴権の濫用」とする被告側の主張は、事実誤認どころか作為さえ感じられる不当な主張です。

また、「原子力発電に反対する個人的な主義主張」との記述については、いったいどのような「主義」を指しているのか私には全くわからないので、被告らが明確に示してほしいと思います。

もっとも、原子力発電反対が「個人的な主義主張」ではなく多数の国民の声であることは、金井豊被告が自ら原子力規制委員会臨時会議で「一般的にアンケートをとると6割は原子力反対です」と述べており、被告らが承知しているはずです。（別紙21 令和2年1月23日原子力規制委員会「令和元年度原子力規制委員会第55回臨時会議議事録」19ページ）

これまでの北陸電力株主総会で、私を含む各原告が志賀原発の問題を指摘し、原発再稼働偏重の経営方針の転換を求めることを繰り返し、さらに本訴訟を提訴したのは、個人的な利害でも主張でもなく、会社の経営健全化と共に県民の生命や安全を守るという株主の社会的責任を果たすものです。2024年能登半島地震の甚大な被害と志賀原発のトラブル多発も、私達が繰り返し株主総会でも問題提起してきたことが現実起きたのです。被告らは株主の指摘に真摯に向き合わずまともに対応しなかったことも含め、事実を直視し猛省すべきです。

（3）「株主提案否決で本訴訟を提訴」とは被告側の捏造

2025年5月12日付け被告側提出の「人証の申出に対する意見書」6ページの中段では、「濫用的な訴訟」として「補助参加人の株主総会において、自らの株主提案が多数の賛同を得られず、平成26年以降10年以上にわたり毎年否決されて

いることから」本訴訟を提訴したと主張しています。しかし、この被告側の主張は、私をはじめ本訴訟の原告および志賀原発株主差止め訴訟原告団が作成した文書のどこにも記載されていません。

ところで、北陸電力の株主総会での脱原発株主提案は、2014年(平成26年)から始まり、本訴訟は2019年に提訴しています。「10年以上にわたり毎年否決されていることから」との被告の主張は、明らかに虚偽の主張です。

さらに、本書面の第2の3でも述べたとおり、本訴訟は前年の2018年株主総会において清水原告らの質問に対して、石黒伸彦副社長が株主を揶揄するような暴言の答弁を繰り返し、それに抗議して質問や動議提案など発言を求めた和田原告に対して、議長の久和進会長がすべて拒否して強引な議事進行を強行したことから、このような株主への回答拒否や暴言、議事強行を放置すれば、会社存続の危機を招くと考え、本訴訟を提訴しました。

被告側の「補助参加人の株主総会において、自らの株主提案が多数の賛同を得られず、平成26年以降10年以上にわたり毎年否決されていることから」本訴訟を提訴したとの主張は、原告側の訴状で明確に述べている上記石黒副社長発言などから目をそらすために捏造した虚偽の主張です。

2. 「取締役役に原子力の専門家はいない」との被告側の主張は虚偽

(1) 金井豊被告は原子力の専門家である

2024年12月18日に開催された第20回口頭弁論で、被告側代理人は「取締役は原子力工学などの技術の専門家ではなく、取締役会で検討するのは経営部分だけ。」という趣旨の主張を口頭で述べました。これまでの弁論でも、被告側は同趣旨の主張を繰り返しています。

しかし、金井豊被告については、以下に示す北陸電力作成の「招集ご通知」や本人が自ら述べている通り、原子力に関する専門家であり、本訴訟口頭弁論における被告側代理人の主張は、明らかに虚偽です。

①北陸電力の「招集ご通知」に記載の金井豊被告の業務の経歴

平成23年(2011年)6月6日付け『第87回定時株主総会招集ご通知』39ページの「第2号議案 取締役11名選任の件」には、金井豊被告の経歴について、次のとおり記載しています。(別紙22)

昭和52年4月	当社入社
平成17年6月	当社支配人原子力部長
平成19年6月	当社執行役員原子力部長
平成22年6月	当社常務取締役

②「取締役候補者の選任理由」でも明記

2024年6月7日付け『第100回定時株主総会招集ご通知』7ページの「第

2号議案「取締役9名選任の件」には、以下の選任理由の記載があります。(別紙23)

「<取締役候補者の選任理由>

「1977年の入社以来、主に原子力発電関係業務に従事し、現在、代表取締役会長を務めております。当社での豊富な業務経験と当社グループ経営全般に関する知見を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。」

③北陸電力の原子力部長は原子力の専門家ではないのか

金井豊被告は、本店原子力部長という北陸電力の原子力部門の責任者を務めており、「入社以来、主に原子力発電関係業務に従事」と取締役候補者の選任理由に明記するなど、当社の原子力発電業務の専門家であることは明らかなです。

仮に、被告側代理人が述べたように金井被告が「原発の工学や技術の専門家ではない。専門的知見を有していない」となると、そのような人物が本店原子力部長という原子力発電業務の責任者に就任していたと、北陸電力自身が主張したことになり、北陸電力の原子力事業の信頼性や安全性を失墜させるものです。

④金井被告が名古屋高裁金沢支部に被告会社側証人として出廷し証言

1996年1月31日に行われた志賀原発差止訴訟控訴審第5回口頭弁論で、金井豊被告は被告北陸電力側証人として出廷し被告側主尋問で、志賀原発1号機で発生した再循環ポンプ事故当時に志賀原発技術課長として対応したことなどを証言しました。また、同年2月26日の第6回口頭弁論、4月24日の第7回口頭弁論で原告側反対尋問が行われました。(なお、証言時は原子力計画課長。)この事実からも、金井豊被告が「原発の工学や技術の専門家ではない。専門的知見を有していない」との被告側主張は、明らかに虚偽です。

(別紙24「能登原発とめよう原告団ニュースNO. 38」)

(2) 金井豊被告自らが原子力部門に従事した職歴を語る

国立大学法人 北陸先端科学技術大学院大学の学長との対談記事があります。

「学長対談〔北陸経済連合会会長/北陸電力株式会社代表取締役会長 金井豊氏〕JAIST 北陸先端科学技術大学院大学」(甲240) 参照。

この中で金井豊被告は、東京大学工学部卒業の自身の学歴や北陸電力入社後の仕事の分野について、寺野学長に語っています。金井豊被告自らが述べているように、北陸電力で「原子炉物理に関わる仕事に携わり、原子炉の安全解析あるいは安全のための基準づくりや設計」などの業務に携わった「エンジニア」です。にもかかわらず被告側代理人は、「取締役に原子力の専門家はいない」と、明らかに虚偽の主張を繰り返しています。

(3) 各年の取締役原子力部門出身者が就任している事実について

北陸電力の歴代取締役のうち、原子力発電業務部門の出身者の就任状況の有無について、手元にある『招集ご通知』（2003年～2024年分）を調べたところ、別表「北陸電力原子力部門出身取締役一覧」（別紙25）のとおり、ほぼ毎年1～3名の原子力発電業務部門の出身者（原子力部長、志賀原発所長、同所長代理等）が就任していることが確認されました。

ただ、2007年3月15日に志賀原発1号機臨界事故を8年間も隠していたことが発覚し、事故当時に志賀原子力発電所所長代理だった辻井庄作取締役が辞任して、2007年度・2008年度は原子力部門出身の取締役は不在でした。

このことから、金井豊被告だけでなく、各年の取締役に原子力発電業務出身者が必ず含まれており、取締役会でこれらの取締役が志賀原発など原子力発電事業の営業方針の議論や決定過程に深くかかわっていることは明らかです。

そして、被告側代理人が繰り返していた「取締役に原子力の専門家はいない」という主張は、明らかに事実と反して虚偽です。北陸電力株式会社という一流企業であり公益企業が、自社の取締役就任状況という公表されている事実について、法廷という神聖な場において虚偽の主張を堂々と繰り返したことは恥ずべきことです。

第5. まとめ

2024年6月5日の第18回口頭弁論で被告側代理人は「弁論更新に当たっての意見書」を陳述する中で、「株主総会で志賀原発再稼働の決議が圧倒的多数で可決されている」と発言しました。同「意見書」2ページには「本件原子力発電所の再稼働は、圧倒的株主の賛同を得」「株主総会決議を遵守する義務」との記載もあります。ではこれまでの株主総会で「志賀原発再稼働決議が圧倒的多数で可決」の事実があったのかを質問しました。それに対して村田常務は「株主提案は否決、取締役選任議案は可決」とだけ答弁し、「再稼働決議」には言及しませんでした。

そこで金井議長が「原子力推進が株主総会の総意」と、とんでもない答弁をしました。再稼働に反対する株主提案議案の審議採決を控えており、「総意」でないことは明白であるにもかかわらず、議長自らがそのような発言をしたことは、株主総会の審議議決の公正性を損なう不適切な発言です。（甲235 41ページ参照）

この金井豊議長の不適切発言には、能登半島地震で受けた北陸電力の衝撃と、何が何でも志賀原発再稼働にこだわるあまり、冷静で合理的な判断が出来なくなった被告ら北陸電力経営陣の焦りを強く感じました。

北陸電力神通川第一ダムのすぐそばで育った私にとって、生活に便利な電気を作って供給してくれる北陸電力はヒーローでした。だから「嫌なら株式を売ればいい」などというあさましい考えは持ち合わせていません。北陸電力の取締役がいま一度冷静に志賀原発についての現実を直視し、株主や県民に対して徹底した情報公開と積極的な双方向の対話活動を行い、子々孫々にまで悪影響を及ぼすことのない健全な経営に立ち戻り、志賀原発を廃炉にすることを、北陸電力の株主として求めます。 以上

《別紙資料一覧》

1. 『北陸電力株主総会の所要時間・出席者等一覧』
2. 2004年第80回定時株主総会議事録（抜粋）
3. 平成25年版「原子力施設運転管理年報」（独立行政法人原子力安全基盤機構）
4. 2025年5月15日付け北日本新聞 規制委臨時会議記事
5. ①2025年年5月18日付け北日本新聞「声の交差点」投稿
② 同年5月25日付け北日本新聞「声の交差点」投稿
6. 2014年第90回定時株主総会招集ご通知 7ページ
7. 北日本新聞「声の交差点」への投稿（①～②）
8. 2024年10月3日付け北陸電力『志賀原子力発電所 令和6年能登半島地震後の状況確認』
9. 2024年12月25日付け読売新聞記事
10. 2025年2月1日付け北陸中日新聞記事
11. 2022年11月26日付け北日本新聞投書欄
12. ①2024年11月7日付け北日本新聞投書欄
②2024年11月28日付け北日本新聞投書欄
13. 内閣府原子力防災作成原子力災害時における防災業務関係者のための防護装備及び放射線測定器の使用方向について』
14. 2025年5月9日付け北日本新聞「事故時バス稼働1割強」
15. 2024年11月27日気象庁報道発表「令和6年能登半島地震について」
第22報
16. 2024年12月10日地震調査研究推進本部地震調査委員会『2024年11月の地震活動の評価』
17. 2024年12月11日付け北日本新聞記事 平田直委員長会見
18. 震央分布図
19. 「石川県地震被害想定調査報告書」令和7年5月 2ページ「表 被害想定調査変更点一覧」
20. 地震調査研究推進本部「日本海側の海域活断層の長期評価の公表について」
21. 令和2年1月23日原子力規制委員会「令和元年度原子力規制委員会第55回臨時会議議事録
22. 2011年）6月6日付け『第87回定時株主総会招集ご通知』39Pの「第2号議案 取締役11名選任の件」
23. 『第100回定時株主総会招集ご通知』7Pの「第2号議案 取締役9名選任の件」
24. 「能登原発とめよう原告団ニュースNO. 38 1996年4月10日」
25. 「北陸電力原子力部門出身取締役一覧」（2025. 1. 11和田廣治作成）